

申請者記入欄（支払い方法に☑）

☐神奈川県収入証紙（この右に貼付）

☐定額小為替・普通為替

☐窓口キャッシュレス

☒オンライン（下にシステム申請日を記入）

令和 ×年 ×月 ×日

神奈川県教員委員会記入欄（収入証紙の場合はこの欄に貼付してください。）

受 取 審 査 オンライン申請 受理メール 支払い

【収入証紙の場合】

教育委員会記入欄に3, 300円分の神奈川県収入証紙を貼り付けます。

※収入印紙や、横浜市等の他自治体の収入証紙では受付できません。

第1号様式（第2条関係）（表）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

お支払い方法に☑してください。

電子申請システムを利用したオンライン支払の場合は、電子申請システムの申請日を下にご記入ください。

普通免許状授与等申請書

令和〇年 〇月 〇日

神奈川県教育委員会殿

申請者 住 所 神奈川県〇〇市△△1-2-3

氏名（自署）は、手書きでご記入ください（コピー不可）

氏 名 免許 太郎

（自 署）

電話番号（昼間の連絡先）

(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇

電子メールアドレス

menkyo.taro@****

「特別支援学校自立活動」と記載

※今回新たに取得する免許状の種類を記載

「一種」と記載

「肢体不自由教育」

「言語障害教育」

「視覚障害教育」

「聴覚障害教育」

のいずれかを記入

申請免許状の種類	特別支援学校自立活動	教諭 一種 免許状	教科、領域又は事項	視覚障害教育
ふりがな	めんきょ たろう		生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日
氏 名	免許 太郎		年 齢	〇〇 歳
			本 籍 地	神奈川 都・道・府・県
旧 姓 又は 通称名	免許状に記載する氏名に、旧姓又は通称名の併記を希望する場合は、以下の欄に記入してください。			
	ふりがな		ふりがな	
	旧 姓		通 称 名	
学 歴	学 校 名	学部科・専攻名	修 学 期 間	卒業・修了の別
	神奈川県立〇〇高等学校	普通科	〇〇年〇月 ～ 〇〇年〇月	卒業
	〇〇大学	〇〇学部〇〇学科	〇〇年〇月 ～ 〇〇年〇月	卒業
	〇〇大学通信教育部	〇〇学部〇〇学科	〇〇年〇月 ～ 〇〇年〇月	在学中
	学歴は、「高等学校」以降を記載してください。		「卒業」：専門学校・大学等卒業済の場合 「修了」：科目等履修修了済・大学院修了済の場合 「在学中」：現在も在学中の場合 「退学」：中途退学した場合	

- 備 考
- 1 申請免許状の種類は、教諭の前には小・中・高のいずれかを記入してください。

2 教科、領域又は事項は、中学校、高等学校、特別支援学校教諭等、免許状に教科等の種類がある場合に記入してください。

3 所有する免許状は、既に免許状を所有する場合に必ず記入してください。（裏面）

(裏)

(所有する免許状)

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏 名	免許状記載 の本籍地
(記載例) 高等学校 教諭 一種免許状(国 語)	平 10 高一種 第 08140 号	平成 11 年 3 月 31 日	神奈川 都・道 府・県	免許 太郎	東京 都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	※既に取得済みの <u>教員免許状</u> について <u>全て</u> 記載 (テキスト入力可) ※保育士証、司書教諭修了証書、保健師免許証、栄養士免許証、介護福祉士資格 等、教員免許状以外の資格については記載しないで ください。				都・道 府・県
教諭 免許状()					都・道 府・県
教諭 免許状()					都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県
教諭 免許状()	第 号	月 年 日	都・道 府・県		都・道 府・県

参 考 教育職員免許法第 5 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定に該当する者とは、次に掲げる者をいいます。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (第 3 号)
- (2) 公立学校の教員であって、懲戒免職又は分限免職の処分を受けたことにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から 3 年を経過しない者 (第 4 号)
- (3) 国・公・私立学校の教員又は教育職員以外の者であって、免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から 3 年を経過しない者 (第 5 号)
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (第 6 号)